

議員提出議案第9号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立
を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、国に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月29日提出

提出者	知立市議会議員	川 嶋 太久郎
賛成者	知立市議会議員	柴 田 勝
	〃	那 須 幸 子
	〃	神 谷 定 雄
	〃	佐 藤 修

提案理由

この案を提出するのは、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、不登校児童生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援の在り方について検討し、必要な財政上の措置等を講ずるよう、国に対し強く要望するためである。

不登校児童生徒に対して多様な学習機会確保のための経済的支援制度
の確立を求める意見書（案）

令和３年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で２４万４，
９４０人と９年連続で増加しており、愛知県内でも１万６，９５９人が不登
校（小学校では全国４番目、中学校では全国３番目の多さ）と、依然高水準
で推移している。

また、不登校の定義となっている年間欠席３０日以上に当てはまら
ないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登
校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれてい
るとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を
見ると、利用料月３万３，０００円程度（文科省調べ）という経済的負担に
加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学のための身体的、時
間的、心理的負担も加味しなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民
間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているに留
まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少な
くない。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念２に明記される「不
登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必
要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急に具体的対策を
講じる必要があると考える。

よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するた
めの具体的対策として、下記の事項について強く要請する。

記

- １ 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委
員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆる
フリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、
その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に
基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
- ２ いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支
援制度の確立を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年９月２９日

愛 知 県 知 立 市 議 会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学
大臣、内閣官房長官